



(座間市シンボルマーク)

令和6年 3/15 第30号

あくしゅ

《発行・編集》

座間市男女共同参画推進委員会
座間市総合政策部 人権・男女共同参画課

〒252-8566
神奈川県座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

☎ 046 (252) 8087 (直)
FAX 046 (252) 0220

再生紙を使用しています。

座間のキラめきびと 2023

今回のテーマ <Work-life balance>
ワーク ライフ バランス

最優秀賞

ニ刀流？
ムリせず楽しむ
自分流！

ペンネーム

ざまのゆみこ



コメント

仕事と生活、どちらも大切ですが、ニ刀流とまでいなくても、自分なりのバランスで楽しめたら良いかなと思います。

～審査委員のコメント～

まさにWBCならぬWLB大賞ピッタリですね！

男女共同参画社会とは？

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です。
(男女共同参画社会基本法第2条)

※コメントは応募者からのコメントを掲載しています。

最優秀受賞者のコメント

選んでいただき、ありがとうございます。私自身、反省の意味も含めての川柳です。今まさに頑張っている方々へ、心からのエールをおくります。



優秀賞

おかえりと
駆け寄ってくる
笑顔で話す
子供らが
今日の出来事

優秀賞

今週も
乗り切ったねと
缶ビール
二人で分け合う
子ども寝た後

優秀賞



ペンネーム なんとかは風邪ひかない

コメント

疲れたなあと吐きながら職場を出て、帰って家事育児が待っているのかと思うと、家のドアが重いこともあります。でも最高の笑顔で抱きついてくる子供たちがすぐに癒してくれます。ゆったりとした気持ちで子供の話聞くのが最近の趣味です。

～審査委員のコメント～

仕事×家庭＝笑顔の方程式が素敵！！

受賞者のコメント

子どもと公園で遊んでいる間に考えました。賞もいだけとは思ってなかったの驚きました。5文字と7文字の前向きな言葉を並べると、普段使わない頭の使い方が脳を活性化させてくれました。

ペンネーム にじいろ

コメント

無理だよーと思いつつも何とか定時で帰宅して、寝かしつけが終わるとやっと一息つけます。夫婦のチームプレイに乾杯。さて明日はどこへ行きますかと、静かに会話するのを楽しみます。

～審査委員のコメント～

素敵な家庭！目の前のあふれる泡がご夫婦の幸せの証ですね。

受賞者のコメント

夫が指を折りながら川柳を考えているのを見て、ちょっと乗ってみました。育児取得後、今年度から時短で仕事に復帰し、子どもを寝かしつけながら寝てしまうことも多いですが、夫の協力が助けられて日々を送っています。優秀賞に選んでいただきありがとうございます。

ペンネーム matsumi

タイトル 家事育児一石二鳥

コメント

1歳、3歳、5歳と1日中一緒にいるので、なかなか家事が進まない。家事と育児をうまく両立する為に、細かいことは気にせずに、遊びに子供達に床拭きをお手伝いしてもらいました。

～審査委員のコメント～

遊びで楽しくワークライフバランスですね！

受賞者のコメント

優秀賞をいただきありがとうございます。幼い3人の子供達との生活は、日々、家事育児に追われて、正直、煮詰まることも多いですが、これからは工夫して、楽しく子供達と過ごしていきたいなと思います。

みんなが幸せになる多様な生き方

～男性学の視点から考える～

今年度は大妻女子大学 人間関係学部 人間関係学科社会学専攻 准教授で男性学を専門とされている田中俊之氏を講師としてお招きしました。

男性学とは男性が男性であるがゆえに抱える悩みや葛藤を対象として、自分たちの問題をジェンダーの視点から考える学問だそう。その中で実に興味深かったのは、男性と女性の賃金格差を例にとったお話で、男女の賃金格差が大きければ男性は仕事一辺倒の生き方しかできず、男性は社会通念上働かざるを得ないわけ。賃金格差が埋まり女性ももっと活躍するようになれば、男性はそういった生き方に縛られず済む。男女の社会問題は表裏一体であり、これに関心をもつていくことが男女共同参画だということでした。

第20回 あくしゅフォーラム 開催報告



田中 俊之 氏

しいと思われてしまうアンコンシャスバイアス(無意識の偏見)などのお話しもありました。そして田中氏がまとめに話されたのは「積極的寛容」な態度でお互いを尊敬しあいましょう。そしてお互い変わり合いますよ。それが誰にとっても生きやすい座間を実現することになることでした。

活動報告 令和5年度

『座間市男女共同参画推進委員会』会議

- ①4月13日 ②5月18日 ③6月6日 ④8月24日 ⑤9月19日 ⑥10月24日 ⑦11月30日 ⑧12月14日 ⑨12月26日 ⑩2月16日

6月23日(金)～29日(木)

『男女共同参画週間』
市役所1階 市民サロンにおいて、男女共同参画の意識や考え方についてのチラシと啓発物品を配布

7月15日(土)

『あくしゅフォーラム』の開催
市民文化会館(ハーモニーホール座間) 小ホール
講演『みんなが幸せになる多様な生き方～男性学の視点から考える～』
講師 田中 俊之 氏
(大妻女子大学 人間関係学部 人間関係学科社会学専攻 准教授)

11月19日(日)

座間市民ふるさとまつりで、男女共同参画に関する市民の皆さんへの意識啓発、キラめきびと応募作品の募集

令和6年3月15日(金)
情報紙「あくしゅ」の発行



情報紙「あくしゅ」のバックナンバーはこちらから！

座間市 男女共同参画 検索
で、検索して下さい。

編集後記

今年度から始まった「座間のキラめきびと」に多数の応募を戴きありがとうございました！
惜しくも入賞を逃した作品や募集テーマには該当しないもののキラリと光る作品をここで少しだけ紹介します。

- パパが良い 沐浴だっ子 おむつ替え 仕事だと いつも言い訳 帰らない 我が人生 ワークとライフは ひとくくり
- 大根脚 喜寿にはとうとう 千大根 秋晴れのもと まつり最高 客あふれ 疲れたわ ふるさとまつり 大にぎわい
- キラキラの 笑顔いっぱい 座間市民 家族の笑顔が一番の報酬だと気づかされる働き方改革。

今回の「情報紙あくしゅ」もお楽しみに！



性的同意を知っていますか？

性的同意を考えてみましょう

親しい間柄でも、性的な行為をする時には、必ず互いの『性的同意』が必要で、同意のない性的な行為は、性暴力であるという考え方が広まっています。

公益財団法人京都市男女共同参画推進協会と大学生が作成した『Gender Handbook (ジェンダーハンドブック)』必ず知ってほしい、とても大切なこと。性的同意』に掲載されたチェック表「性的同意を取るって、どうしよう。」をやってみましょう。

二人きりでデートしても、「イヤ」と言われなくても、相手の同意のない性的な行為は、「性被害」や「性暴力」につながるのです。



『ジェンダーハンドブック』を詳しく見たい方はこちらへ！



まずは第一歩！
チェックは
いくつ入りますか？

- 二人きりでデートに行くことは、性行為を前提としている
- キスをしたら、性行為をしてもいい
- 相手がイヤと言っているのに、「イヤよ、イヤよ、も好きのうち」なので、性行為をしている
- 相手がイヤと言っていなかったら、性行為もOKのサインである
- 酔った勢いで、性行為に及ぶのはしかたがない
- 互いに成人していれば、性行為の際に同意を求めると必要はない
- 家に泊まるのは、性行為をしてもいいというサインだ
- 付き合っているなら、性行為をするのは当たり前
- 同じ相手に、毎回、性行為の同意を取る必要はない
- ナイトクラブに来る人は出会いや性的交遊を求めて来る人が多いので、性行為に際して同意を取る必要はない

「要注意！一つでもあてはまるなら、性的同意、は取れていないということ！」

必要となる男女平等な関係性

性的同意とは互いに性行為をするに同意があることであり、言葉を変えれば性行為を行うことに互いの意識が一致した状態ということ。

大切なのが関係性であり、それは基本的に平等でなければならぬ。つまり性的同意を円滑に得るためには、男女共同参画の命題である性差別の無い社会ということが必要不可欠になるということです。本来、いつ、どこで、だれと、どのような性的な関係を持つかは、自分自身が決めることなのです。相手と対等な関係でなかったり、断れない状況であったり、はつきり嫌だと言えない状況で性的な行為があったりしたのなら、それは本当の同意があったことにはなりません。また、一つの行為に同意をしても、他の行為にも同意したことはありません。

お互いの性を知ることが
大切です

性的同意がある状況にするためには、互いの性に関する知識が必要となります。避妊や性感

【1】 強姦性交等罪は「不同意性交等罪」になりました！

「暴行」・「脅迫」・「障害」・「アルコール」・「薬物」・「フリーズ」・「虐待」・「立場による影響力」などが原因となって、



で、性交等やわいせつな行為をすると、「不同意性交等罪」や「不同意わいせつ罪」として処罰されます。

出典：内閣府男女共同参画局「共同参画」2023年9月号、5頁

「性交同意年齢」が
13歳から16歳に引き上げ

改正前は、13歳未満の人に対して性的行為をした場合、一律に、強姦性交等罪や強姦わいせつ

つ罪として処罰することとされていましたが、今回は、年齢が16歳未満に引き上げられました。

わいせつ目的での16歳未満の者への面会要求は犯罪に

刑法に面会要求などの罪が新設されました。16歳未満の子どもに対して、①わいせつ目的でつきそをつく、金銭を渡すと言つ等をして、会うことを要求する②その要求の結果、わいせつ目的で会う③性的な画像を撮影して送信することを要求する、といった行為は処罰されます。

性的な画像の盗撮は「撮影罪」

正当な理由なく性的な部位・下着などを撮影したり、16歳未満の子供の性的部位・下着などを盗撮したり、画像を人に提供する行為を処罰する、「性的姿態撮影等処罰法」が新設されました。

性犯罪の公訴時効を延長

時効期間が5年延長され、不同意性交等罪などは15年、不同意わいせつ罪などは12年になり

平等な関係で
素敵な性生活を

法改正により性に関する考えが「めんどくさくなつた」「難しい」「感じる方もいらつしやるかもしれない。しかし、お互いに楽しい性生活を送るために性的同意は欠かせないことであり、性に関して一緒に話すことこそが同意を得る正しい在り方なのです。

恋人や夫婦はもっとも小さい社会構成です。その社会構成において、性別はもろろん年齢や社会的立場などに関係無く、対等な関係を構築することが性的同意を得る必要条件であり、それこそが互いに納得のいく関係を築く上でもっとも大切なことなのです。そして、この記事を書きかけに、パートナーの方とゆっくりお話をしていただければ幸いです。



染症に関する知識はもろろん、生理に関することや、それぞれの性の在り方に対する知識の共有も大切となり、勝手な思い込みや間違つた知識では平等な関係は築けません。一方的な思い込みや誤つた知識などを持っている状況では合意は得られないわけです。

性犯罪の法律が
大幅に変わりました

性暴力・性犯罪対策を強化するために、次のように、性犯罪に関する法改正などが行われ、令和5年7月に施行されました。

強制性交等罪は
「不同意性交等罪」に

強制性交等罪・準強制性交等罪及び強制わいせつ罪・準強制わいせつ罪が、「不同意性交等罪」・「不同意わいせつ罪」に改められ、次の図のように「同意しない意思を形成・表明・全うすることが困難な状態」で性交等やわいせつな行為をすると処罰されるようになりました。また、「暴行」など、原因となる8つの行為を明示しました。

- 出典 内閣府男女共同参画局「共同参画」2023年9月号
- https://www.gender.go.jp/public/kyodosankaku/2023/202309/202309.html
 - 参考 内閣府女性に対する暴力をなくす運動サイト
 - https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/no_violence_act/index.html
 - 内閣府男女共同参画局「共同参画」2020年11月号
 - https://www.gender.go.jp/public/kyodosankaku/2020/202011/202011.html

性犯罪・性暴力に
関する相談先

一人で悩まず、相談窓口へ
内閣府は、ワンストップ支援センター、SNS相談など様々な相談窓口を設けています。
★内閣府男女共同参画局ホームページ 相談窓口一覧



★座間市の連絡先
人権・男女共同参画課
☎046(252)8087